

お知らせ

耐震改修に係る固定資産
税減額措置について

平成18年4月1日施行の耐震改修促進税制により、既存住宅の耐震改修を行うと、対象住宅の固定資産税（床面積120㎡／戸相当分まで）が翌年度から最大3年間、2分の1に減額されることになりました。

ただし、減額を受けるためには、工事完了後3カ月以内に固定資産税減額証明書を添付して町税務課に申告しなければなりません。その証明書

の申請手続きは町総務課で行いますので、次の事項をご確認ください。

- 減額される期間は、耐震改修工事完了時期によつて異なります。
- 平成18年1月1日～平成21年12月31日までは3年度分の減額
- 平成22年1月1日～平成24

年12月31日までは2年度分の減額

- 平成25年1月1日～平成27年12月31日までは1年度分の減額

○対象となる住宅の要件（次の要件をすべて満たすもの）

- 昭和57年1月1日以前から所在する住宅
- 現行の耐震基準に適合する住宅（耐震診断で耐震性があると確認された住宅）

●平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に1戸につき30万円以上の耐震改修

工事を実施した住宅

- 申請に必要となる書類／
- 該当住宅の固定資産評価証明書

- 耐震改修工事費の明細書および領収書
- 工事写真（改修前・改修後）
- 耐震診断報告書

■減額証明書申請手続き・問い合わせ／

総務課消防防災班

☎74・1000

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度について

●児童扶養手当

父母の離婚などにより父がいない家庭や、父が重度の障害がある家庭で、児童（18歳

に到達する年度末まで）を養育している母または養育者（祖父母など）に支給される制度です。

◎特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を監護養育している場合に支給される制度です。

◎いずれの場合も、支給要件および所得制限がありますので、詳しいことは、役場福祉課へお尋ねください。

※現在、児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給している方は、8月31日（特別児童扶養手当受給者については9月11日（月））までに現況届および所得状況届の届出をしてください。

■問い合わせ／福祉課

☎77・5505

優良県産木材を使用した住宅への助成制度がスタート～認証された木材を使用した住宅に50万円の助成～

山口県では、県産木材の地産・地消を推進するため、品質の優れた木材を認証する「優良県産木材認証制度」および認証された木材の普及定着を図るため、優良県産木材

を使用した住宅に対して助成する新たな制度を開始しました。

■制度の概要／助成金額50万円

■助成の条件／

- ①山口県内に自ら居住するための新築一戸建て住宅
- ②延床面積が80㎡以上
- ③構造材に占める優良県産木材の割合が60%以上

■対象戸数／年間50戸を想定

■問い合わせ／山口県森林企画課

☎083（933）3470

山口県岩国農林事務所

☎0827（29）1566

旅券申請手続きの電話案内について

旅券（パスポート）発給申請手続きについて、終日、自動音声で案内するシステムを設置しましたのでご利用ください。

■案内電話番号／

☎083（933）2334

町の立病院

お医者さん紹介



氏名 鈴木 淑男

職名 周防大島町立東和病院 外科

平成18年7月から赴任いたしました鈴木です。

大学、国立療養所勤務の後、2年程長崎県に勤務、このたび当地にお世話になりました。生まれは和歌山で、大島と同じ蜜柑の産地です。胸部、心臓、腹部他色々外科系疾患の診療の経験があります。卒後30年以上経過し、最先端の知識・技術とはいえませんが、何か皆様の健康のお役にたてればと思っています。